# 「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能 及び配信能力に関するガイドライン」の概要

### 1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、地震動の予報業務許可事業者が提供する緊急地震速報を受信する端末(以下「端末」という。)の利用者が、緊急地震速報を利用する際に端末の利用に関して参考となる事項を示すことで、緊急地震速報の適切な利用の拡大を促進し、もって、地震災害の軽減に資することを目的とする。

## 2 ガイドラインの対象

本ガイドラインは、受信端末の機能と、それに対する緊急地震速報の配信能力及びその提供を 受けた利用方法について推奨すべき事項をとりまとめた。

また、本ガイドラインの対象は、予報業務許可事業者が提供する緊急地震速報に基づいて報知 や制御を行うためのものに限る。

### 3 ガイドラインの内容

1) 適切な利用のために端末利用者に推奨する事項

端末利用者が本来の目的に即して緊急地震速報を利用するために、端末やそれによって制御される機械等に対して施す設置等の推奨事項と、実施すべき試験・訓練について示している。

なお、端末利用者に推奨する事項については、利用する目的によって差があるため、影響の大きさや人の介在状況の観点から、

- A 機械・館内放送設備等の自動制御
- B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御
- C 端末の報知による人の危険回避
- の3つの利用方法に大別し、それぞれに対する推奨事項を示す。

#### 2) 適切な利用のための端末機能及び配信能力

端末利用者が利用する目的に即して受信端末や配信手段を選択するため、緊急地震速報の予報 許可事業者や配信事業者が公開・説明すべき、端末機能及び配信能力の項目を示している。

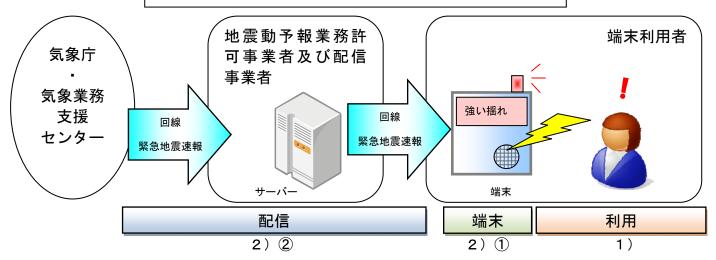
#### 3) その他

テレビ、ラジオ、同報機能を持つ携帯電話のように、緊急地震速報(警報)を広く一般に知らせる装置については本ガイドラインの対象外とするが、緊急地震速報検知ラジオ\*は、端末との類似点があることから、利用者が購入前に受信端末との違いや機能等を確認できるように、製造・販売する事業者に公開・説明を求める事項を別途示した。

※NHKや民間放送局のラジオ放送で緊急地震速報(警報)を放送する際に最初に放送するNHKチャイム音を検知し、 その後に、ラジオの音量を上げて知らせたり、館内放送設備等を制御する装置。

## ガイドラインの概要

## 緊急地震速報が利用者の端末に配信されるまでの流れ



## 1) 適切な利用のために端末利用者に推奨する事項

- **〇配信・許可事業者の選択** 事業者の公開・説明する端末機能や配信能力を参考にすること
- **〇回線や端末に施す措置** 耐震化、無停電化 等
- ○利用目的等に合わせて以下の項目を設定する場合の考え方
- ・予想した猶予時間 ・予想した震度 ・緊急地震速報の精度情報 ・深発地震の緊急地震速報
- ・放送・報知の内容 ・制御、放送、報知を行った後に提供される緊急地震速報
- ・キャンセル報 ・端末が持つ試験・訓練機能を使って試験、訓練の実施 ・事業者への連絡 等

### 2) 適切な利用のための端末機能及び配信能力:事業者には下記事項を公開することを求める

## ①端末機能

- ○端末に備わる機能 ・サーバーとの接続障害の検知 ・最初の報知を開始または制御信号を送出するのに要する時間 等
- 〇地震動予報機能 ・地震動予報の手法 ・時刻合わせの機能 ・予報履歴の保存・管理 等
- 〇報知・制御条件設定機能 ・報知音 ・緊急地震速報の精度情報による動作
- ・ある地震の緊急地震速報を受信した後、続けて別の地震の緊急地震速報を受信した場合の動作
- ・キャンセル報、テスト報、訓練報を受信した場合の動作等

#### ②配信能力

- **〇事業者の通信能力** ・気象庁が緊急地震速報を発表してから端末に届けるのに要する時間 ・気象庁 から端末まで配信をとぎれさせないような対策 ・サーバーの設置環境 ・端末への個別配信の可否
- ○事業者によるサポート ・利用者への連絡手段と内容 ・端末の利用方法に関する助言 ・配信に用いる回線の品質やリスクの説明 ・配信事業者と互換性のある端末 ・予報業務許可事業者の端末と 互換性のある配信手段 ・気象庁が発表する緊急地震速報の内容変更への対応 等